

○泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

〔 令和 5 年 3 月 20 日 〕
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

(手数料等)

第 3 条 法第 8 9 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第 4 条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第 5 条 管理者は、毎年度、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報保護条例の廃止)

2 泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報保護条例（平成 1 9 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号）は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、廃止前の泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報保護条例第 2 条の規定により請求がされた場合における個人情報の開示、訂正及び削除については、なお従前の例による。